資料3

令和5年1月13日（金）
全国健康保険協会東京支部
評議会資料（第77回）

令和５年度 事業計画（案）について

1. 令和5年度 全国健康保険協会事業計画の概要（案）〈P1～〉
2. 令和5年度 全国健康保険協会事業計画（案）〈P7～〉
3. 令和5年度 東京支部事業計画（案）〈P34～〉

全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

令和4年11月24日（木）
第119回本部運営委員会
資料（資料2-2）より引用

１．　令和５年度 全国健康保険協会 事業計画の概要　（案）

令和５年度全国健康保険協会健康保険勘定予算（案）（業務経費及び一般管理費の内訳）の概要

１．令和５年度業務経費及び一般管理費予算の総額

予算総額　２，８２０億円　（対前年度予算比　＋50億円）

内訳　業務経費※1　2,234億円（対前年度予算比　+362億円）　※1　健診費用、保険証作成や届書データ化の委託費用等

一般管理費※2　585億円（対前年度予算比　▲311億円）　※2　人件費やシステム経費等

２．業務経費及び一般管理費予算の主な増減要因（対前年度予算比）

※【　】は予算額
（　）は前年度予算額

【業務経費】

●特定健診実施率･事業者健診データ取得率等の向上（+284.1億円）

【1,705.2億円（1,421.1億円）】

一般健診等の補助額の引き上げに伴う増（約220億円）及び目標実施率の引き上げ（令和4年度：61.2%　令和５年度：63.9%）による受診者数の増。

●特定保健指導の実施率及び質の向上　（+45.1億円）

【197.3億円（152.2億円）】

目標実施率の引上げ（令和4年度：29.0%　令和５年度：35.0%）による対象者数の増。

●現金給付の適正化の推進、サービス水準の向上　（+23.8億円）

【95.2億円（71.5億円）】

令和５年１月にサービスインを迎える次期業務システムによる支給決定業務の自動審査化等に伴う、届書のデータ化に係る業務委託経費の増。

【一般管理費】

●協会システムの安定運用等（▲323.9億円）

【316.9億円（640.8億円）】

令和５年１月にサービスインを迎える次期業務システムの構築完了に伴うシステム経費の減。

令和５年度全国健康保険協会事業計画（案）・予算（案）の概要

令和５年度事業計画の位置づけ

- 令和３年度からスタートした保険者機能強化アクションプラン（第５期）では、３年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、保険者機能強化アクションプラン（第５期）の目標を達成できるよう、令和５年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

（１）基盤的保険者機能

【主な重点施策】

※【　】は予算額
（　）は前年度予算額

●健全な財政運営

- 中長期的な視点から健全な財政運営に努める
- 第４期都道府県医療費適正化計画策定段階からの積極的関与及び意見発信

●現金給付の適正化の推進、サービス水準の向上【95.2億円（71.5億円）】

- 支給決定業務の自動審査化等による現金給付の適正化及びサービス水準の更なる向上
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施及び制度整備等に関する国への意見発信
- 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進【3.5億円（4.3億円）】

- 保険証未返納者への文書や電話催告等の強化
- 返納金債権の早期回収の強化
- 保険者間調整及び法的手続きの実施による返納金債権の回収率の向上

●業務改革の推進【0.9億円（0.4億円）】

- 業務の標準化・効率化・簡素化の推進
- 職員の意識改革及び柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底による生産性の向上
- 電話及び窓口相談体制の標準化並びに相談業務の品質の向上

（２）戦略的保険者機能

【主な重点施策】

●特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上【1,705.2億円（1,421.1億円）】
- 健診等自己負担軽減を契機とした関係団体との連携による受診勧奨等の実施
- 健診・保健指導カルテ等を活用（重点的かつ優先的な事業所の選定など）した効果的・効率的な受診勧奨の実施
- 事業者健診結果データの取得に係る新たな提供・運用スキームの浸透に向けた国等への意見発信の実施

●特定保健指導の実施率及び質の向上【197.3億円（152.2億円）】
- 外部委託による健診当日の初回面談の推進及び外部委託の一層の推進
- 健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内（未治療者への受診勧奨含む）についてのパイロット事業等を活用した検討
- 特定保健指導の質の向上のためのアウトカム指標を踏まえた運用方法の検討
- 保健事業の企画立案能力の育成に力点を置いた保健師キャリア育成研修の実施
- 専門職たる保健師の採用強化

●重症化予防対策の推進【6.2億円（4.4億円）】
- 血圧・血糖に加えＬＤＬコレステロール値に着目した受診勧奨の着実な実施
- 特定健診を受診した被扶養者等や事業者健診結果データを取得した者への受診勧奨拡大に向けた準備

●コラボヘルスの推進【5.5億円（5.3億円）】
- 健康宣言のプロセス及びコンテンツの標準化を基本としたコラボヘルスの推進
- パイロット事業の活用を含めたデータ分析に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチの実施
- 事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進

●広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進【9.4億円（7.6億円）】※3
- 広報基本方針の策定及び当該方針を踏まえた令和６年度広報計画の策定
- マイナンバーカードの保険証利用の推進及び電子処方箋に係る周知・広報への協力
- 健診の補助率引上げ等の更なる保健事業の充実に関する加入者・事業主に向けた継続的な広報の実施
- 全支部共通の広報資材の積極的活用及び支部アンケート結果を踏まえた広報資材の改善等の実施

※3　一部前掲の「特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 」「特定保健指導の実施率及び質の向上 」に係る費用を含む。

●ジェネリック医薬品の使用促進【16.2億円（16.2億円）】

- 加入者に対するジェネリック医薬品軽減額通知
- 「医療機関・薬局向け見える化ツール」等を活用した医療機関・薬局に対する訪問等による働きかけ
- ジェネリック医薬品使用割合80%未満の支部と本部の連携による使用促進

●地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信【0.1百万円（ 0.1百万円）】

- 地域医療構想調整会議や医療審議会等におけるデータ等を活用した効果的な意見発信
- 令和６年度診療報酬・介護報酬同時改定に向けた医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における積極的な意見発信

●調査研究の推進【1.5億円（1.4億円）】

- 保険者協議会、地方自治体、国民健康保険団体連合会等と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析の実施
- 医療費適正化等の施策を検討するための外部有識者を活用した調査研究等の実施
- 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信（調査研究フォーラムの開催等）

（３）組織・運営体制の強化

【主な重点施策】

●本部機能及び本部支部間の連携の強化【50.2億円（48.1億円）】※4

- 戦略的保険者機能の更なる充実・強化に向けた本部・支部の連携強化の方策の着実な実施
- 都道府県単位保険料率が高い水準で推移している北海道・徳島・佐賀支部を対象とした保険料率上昇の抑制が期待できる事業のPDCAサイクルに沿った検討（他支部への今後の横展開も視野）

●人事制度の適正な運用、新たな人員配置のあり方の検討【1.0億円（0円）】

- 管理職を対象とした階層別研修等を通じた管理職のマネジメント能力の向上
- 保険者機能の更なる強化・発揮等を踏まえた新たな人員配置のあり方の検討

●OJTを中心とした人材育成【0.9億円（0.9億円）】

- 階層別研修として、新たに採用２年目の職員を対象に業務意欲の向上と実践力の強化を目的とした研修の実施
- 専門的な知識やスキルを習得するため、保健師キャリア育成課程研修や第３期データヘルス計画の策定等に関する業務別研修の実施
- 全職員を対象とした研修を効果的かつ効率的に実施するためのe-ラーニングの活用の検討

●協会システムの安定運用等【316.9億円（640.8億円）】

- 令和５年１月にサービスインを迎える次期業務システムの稼働を含めた、協会システムの安定運用の実現
- 法律改正、制度改正及び外部機関からの要請等に対する適切なシステム対応の実施
- 次期業務システム稼働後の更なる効率化や、国からの要請等を踏まえたシステム検討等の着手

※4　一部前掲の「調査研究の推進」に係る費用を含む。

令和4年12月16日（金）
第120回本部運営委員会
資料（資料2-3）より引用

２．　令和５年度 全国健康保険協会
事業計画　（案）

令和５年度　全国健康保険協会　事業計画（案）

令和４年 12 月 16 日（金）
第 120 回本部運営委員会
資料（資料 2-3）より引用

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
Ⅰ．事業計画（健康保険事業関係）について 令和５年度までの 3 年間の中期計画である保険者機能強化アクションプラン（第５期）と単年度の計画である事業計画を連動させ、ＰＤＣＡサイクルの推進を図るため、同プランにおいて、３年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えて KPI を設定し、進捗状況を確認しつつ、取組を進めることとした。 令和５年度は、保険者機能強化アクションプラン（第５期）の最終年度である。このため、これまでの実施状況等を検証し、各 KPI を確実に達成すべく、同プランの事業運営の３つの柱を基本方針とし、主な重点施策に着実に取り組む。	Ⅰ．事業計画（健康保険事業関係）について 令和５年度までの 3 年間の中期計画である保険者機能強化アクションプラン（第５期）と単年度の計画である事業計画を連動させ、ＰＤＣＡサイクルの推進を図るため、同プランにおいて、３年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えて KPI を設定し、進捗状況を確認しつつ、取組を進めることとした。 このため、事業計画においては、保険者機能強化アクションプラン（第５期）の施策ごとに、主な重点施策及びそれに係る重要業績評価指標（KPI）を定め、保険者機能強化アクションプラン（第５期）、また、同じく令和５年度末に終了する第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の終了時点で KPI を確実に達成できるよう、同プランの事業運営の３つの柱を基本方針とし、主な重点施策に着実に取り組む。
Ⅱ．令和５年度の協会けんぽ運営の基本方針 （１）基盤的保険者機能関係 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。 あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。 また、これらの取組を実現するためには、基本業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するとともに、柔軟かつ最適な事務処理体制のもと生産性の向上を図ることが不可欠であり、不断の業務改革を推進することにより、保険者の責務である基盤的保険者機能の盤石化を図る。	Ⅱ．令和４年度の協会けんぽ運営の基本方針 （１）基盤的保険者機能関係 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。 あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。 また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。
（２）戦略的保険者機能関係 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。	（２）戦略的保険者機能関係 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。 また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。 （３）組織・運営体制関係 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。 Ⅲ．主な重点施策 （１）基盤的保険者機能関係 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。 ①　健全な財政運営 ・　中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・　今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・　医療費適正化等の努力を行うとともに、各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。特に、令和５年度は、第４期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。	具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。 また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。 （３）組織・運営体制関係 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。 Ⅲ．主な重点施策 （１）基盤的保険者機能関係 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。 ①　健全な財政運営 ・　中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・　今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・　医療費適正化等の努力を行うとともに、各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 250 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。 ② サービス水準の向上 ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。 ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見いだし、迅速に対応する。 【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの 100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPI の	【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。 ② サービス水準の向上 ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。 ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見いだし、迅速に対応する。

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
100%を達成することは、困難度が高い。 ■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 96%以上とする ③ 限度額適用認定証の利用促進 ・ オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 ④ 現金給付の適正化の推進 ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。 ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化ＰＴ（支部内に設置）において事案の内容を精査し、厳正に対応する。 ・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。 ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする ⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進 ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を	■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.5%以上とする ③ 限度額適用認定証の利用促進 ・ オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 ④ 現金給付の適正化の推進 ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。 ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化ＰＴを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。 【⑥ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化より移動】 ⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進 ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト１件当たり査定額の向上に取り組む。 ・　社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICT を活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、協会における審査の効率化・高度化に取り組むとともに、今後のレセプト点検体制のあり方について検討する。 ・　社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。 【困難度：高】 　社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。 ※電子レセプトの普及率は 98.7%（2021 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。 ■　KPI：①　社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ②　協会けんぽの再審査レセプト１件当たりの査定額を対前年度以上とする 【④　現金給付の適正化の推進に統合】	推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト１件当たり査定額の向上に取り組む。 ・　社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、今後のレセプト点検体制のあり方について検討する。 【困難度：高】 　社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。 ※電子レセプトの普及率は 98.8%（2020 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。 ■　KPI：①　社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ②　協会けんぽの再審査レセプト１件当たりの査定額を対前年度以上とする ⑥　柔道整復施術療養費等における文書照会の強化 ・　柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が３部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化す

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
	る。 なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。 ・　あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。 ・　厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 ■　KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする
⑥　返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 ・　日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・　未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 ・　返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 【困難度：高】 　電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1 が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。 また、レセプト振替サービス※2 の拡充により、保険者間調整※3 が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。	⑦　返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 ・　日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・　未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 ・　債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 【困難度：高】 　事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。 また、令和 3 年 10 月から、これまで保険者間調整※1 により返納（回収）されていた返納金

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
※1　社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。 ※2　社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。 ※3　資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）	債権の一部について、レセプト振替サービス※2 の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。 ※1　資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。） ※2　社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。
■　KPI：①　日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②　返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	■　KPI：①　日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②　返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
⑦　被扶養者資格の再確認の徹底 ・　マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・　事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・　未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。	⑧　被扶養者資格の再確認の徹底 ・　マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・　事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・　未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
■　KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94%以上とする	■　KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%以上とする
⑧　オンライン資格確認の円滑な実施 ・　オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 ・　また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和４年６月７日閣議決定）においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り	⑨　オンライン資格確認の円滑な実施 ・　オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 ・　また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年 9 月 3 日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカ

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。 【重要度：高】 　オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。 ■　KPI：加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする ⑨　業務改革の推進 ・　現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・　職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 ・　相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。併せて、相談マニュアル・FAQ を整備するとともに、効果的な研修プログラムを導入すること等により、相談業務の品質の向上を図る。 ・　新業務システム（令和 5 年 1 月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。 【困難度：高】 　業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。	ードの健康保険証としての利用の推進に協力する。 【重要度：高】 　オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。 ■　KPI：加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする ⑩　業務改革の推進 ・　現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・　職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 【困難度：高】 　業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
（２）戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 Ⅰ　加入者の健康度の向上 Ⅱ　医療等の質や効率性の向上 Ⅲ　医療費等の適正化 ①　保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、６か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組を着実に実施する。 ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCA サイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 ・第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第４期特定健康診査等実施計画の策定と併せて、データ分析に基づく地域の特性に応じた第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。 ｉ）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・　特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・　生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担を軽減するとともに、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を行い、実施率の向上を図る。 ・　被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。 ・　事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。 また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（３者間）	（２）戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 Ⅰ　加入者の健康度の向上 Ⅱ　医療等の質や効率性の向上 Ⅲ　医療費等の適正化 ①　第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCA サイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 ｉ）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・　特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・　被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。 ・　事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。 また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（３者間）

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
での新たな提供・運用スキームの定着により、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第３期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。 ■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 63.9%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 9.6%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を 35.0%以上とする ⅱ）特定保健指導の実施率及び質の向上 ・ 特定保健指導の実施率の向上のため、令和４年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく特定保健指導利用案内のパンフレットを活用するとともに、令和４年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。 ・ 健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内（未治療者への受診勧奨含む）について、令和５年度パイロット事業等を活用し、検討を行う。	での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。 ■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 61.2%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 9.1%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を 33.2%以上とする ⅱ）特定保健指導の実施率及び質の向上 ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
・ 経年的未利用事業所等への働きかけに活用するため、特定保健指導の実施率が高い事業所における職場環境整備のための創意工夫に関する具体的な事例集を作成する。 ・ 令和６年度から開始される第４期特定健康診査等実施計画において、腹囲２cm・体重２kg減を達成した場合には保健指導の介入量（支援回数や支援時間など）を問わずに特定保健指導を終了する等、成果が出たことを評価するアウトカム指標が導入されることから、協会におけるモデル実施の効果検証を踏まえた運用方法を検討し、実施に向けた研修等を行う。 ・ また、事業主や加入者のニーズに寄り添った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラム（保健師キャリア育成課程）を実施するとともに、保健事業の効果的・効率的な実施体制の構築に取り組む。 ・ 保健事業の各種取組を支える専門職たる協会保健師について、全支部において複数名体制を構築するため、計画的かつ継続的な採用活動を行うなど、本部及び支部における採用活動の強化を図り、その確保に努める。	・ 平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。 ・ 特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標を用いた試行的な運用を行う。 ・ また、事業主や加入者のニーズに寄り添った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定（保健師キャリア育成課程）を実施するとともに、保健事業の効果的・効率的な実施体制の構築に取り組む。
【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のＱＯＬの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。	【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のＱＯＬの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。
【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第３期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。	【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。 なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。
■ KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を 36.4%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 15.8%以上とする	■ KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を 30.1%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 14.7%以上とする

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
ⅲ）重症化予防対策の推進 ・ 未治療者の受診率の向上を図るため、令和４年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し、血圧・血糖・ＬＤＬコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。 ・ 特定健診を受診した被扶養者等や事業者健診結果データを取得した者への受診勧奨拡大に向けた準備を行う。 ・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のＱＯＬの向上を図る観点から、重要度が高い。 ■ KPI：受診勧奨後３か月以内に医療機関を受診した者の割合を 13.1%以上とする	ⅲ）重症化予防対策の推進 ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、ＬＤＬコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。 ・ また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のＱＯＬの向上を図る観点から、重要度が高い。 ■ KPI：受診勧奨後３か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4%以上とする
ⅳ）コラボヘルスの推進 ・ 健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大とともに、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）の標準化を踏まえ、事業所カルテを積極的に活用した健康宣言を促し、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。 ・ 健康教育などを通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、データ分析に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチについて、パイロット事業の活用を含め、展開を図る。 ・ 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。 【重要度：高】 超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に	ⅳ）コラボヘルスの推進 ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、事業所カルテの積極的な活用など、協会けんぽによる事業所支援等を更に拡充する。 ・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。 ・ 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。 【重要度：高】 超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。	に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。
■ KPI：健康宣言事業所数を 70,000 事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	■ KPI：健康宣言事業所数を 64,000 事業所（※）以上とする （※）既宣言事業所においても標準化が進むことを想定した目標値
② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・ 協会として統一的・計画的な広報を実施していくため、本部において協会全体の広報基本方針及び当該方針を踏まえた令和６年度広報計画を策定する。 ・支部においては、本部作成の広報基本方針及び令和６年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。	② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉
・ 加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため、全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、広報を行う。	・ 加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、本部において、「①協会の概要・財政状況」、「②申請手続き」、「③医療費適正化への取組」及び「④健康づくり」を主な広報テーマとした全支部共通の広報資材を作成し、広報を行う。 ・ 支部においては、本部で作成した広報資材も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。
・ 全支部共通広報資材については、活用状況等を踏まえ、改善、拡充を行う。	・ 作成した広報資材を活用した広報の実施結果等を踏まえ、広報資材の改善、拡充を検討する。
・ 令和５年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和４年度に引き続き、本部・支部において、様々な広報機会を活用し、広報を行う。	
・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。	・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。
■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 50%以上とする	■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 48%以上とする
③ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉	③ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
＜課題分析＞ ・　支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 ＜医療機関・薬局へのアプローチ＞ ・　協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。 ＜加入者へのアプローチ＞ ・　加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。 ・　本部及び支部において、厚生労働省や都道府県、薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。 ＜ジェネリック医薬品使用割合 80%未満の支部への取組＞ ・　KPI 未達成の支部において、使用割合への影響が大きい医療機関・薬局に対する働きかけや、薬局の属性を踏まえたアプローチ、ターゲットを絞った加入者への広報等の各種取組を効果的に実施できるよう、本部・支部が連携して取り組む。 ＜その他の取組＞ ・　ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることやジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。 【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。 【困難度：高】 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医	＜課題分析＞ ・　支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 ＜医療機関・薬局へのアプローチ＞ ・　協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。 ＜加入者へのアプローチ＞ ・　加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。 ・　本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。 ＜その他の取組＞ ・　本部において、重点的に取り組むべき支部を特定し、特にそれらの支部において上記の各種取組を効果的に実施できるようバックアップする。 ・　ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることやジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。 【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。 ■　KPI：全支部でジェネリック医薬品使用割合(※)80%以上とする。ただし、前年度末時点でジェネリック医薬品使用割合が 80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。 ※　医科、DPC、歯科、調剤 ④　インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・　令和３年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。 ⑤　支部で実施した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・　令和３年度に見直しを行った新たなパイロット事業の枠組みの下で、次期保険者機能強化アクションプランにおける支部の特性等を踏まえた保健事業の充実・強化等に向け、令和６年度に実施する事業の選定、計画策定等を行う。 ・　また、この保健事業の充実・強化等を見据え、支部保険者機能強化予算を活用し、喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進する。 ・　パイロット事業の効果検証の結果、エビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。 ⑥　地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉 ⅰ）医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・　現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和５年度に行われる都道府県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。 ⅱ）医療提供体制に係る意見発信	■　KPI：全支部でジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が 80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする ※　医科、DPC、歯科、調剤 ④　インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・　令和３年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和４年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。 ⑤　支部で実施した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・　令和３年度に見直しを行った新たなパイロット事業の枠組みの下で、次期保険者機能強化アクションプランにおける支部の特性等を踏まえた保健事業の充実・強化等に向け、令和５年度に実施する事業の選定、計画策定等を行う。 ・　また、この保健事業の充実・強化等を見据え、支部保険者機能強化予算を活用し、喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進する。 ・　パイロット事業の効果検証の結果、エビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。 ⑥　地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉 ⅰ）医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・　現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和６年度からスタートする次期計画の策定に向けて、意見発信を行う。 ⅱ）医療提供体制に係る意見発信

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ⅲ）医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。 ・ また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対して、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。 ・ 令和６年度診療報酬・介護報酬同時改定に向け、医療保険部会や中央社会保険医療協議会等の場で、引き続き積極的な意見発信を行う。 ⅳ）上手な医療のかかり方に係る働きかけ ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。 ■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する。 ⑦ 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ⅰ）本部・支部による医療費等分析	・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ⅲ）医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。 ・ また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対して、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。 ⅳ）上手な医療のかかり方に係る働きかけ ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。 ■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する。 ⑦ 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ⅰ）本部・支部による医療費等分析

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
・ 医療費適正化等に向けて、本部においては、支部ごとの医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報を作成するとともに、令和４年度に作成した医療費・健診データ等の分析用マニュアルの改訂等により、支部が行う分析を支援する。支部においては、基礎情報等を活用して医療費や健診結果の地域差について、自支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を行う。 ・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、地方自治体、国民健康保険団体連合会等と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析を実施する。 ・ 医療費適正化に向けて、エビデンスに基づいた事業の実施につなげるため、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 ⅱ）外部有識者を活用した調査研究等の実施 ・ 現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる 2040 年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守るとともに、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保健医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化等の施策を検討することが必要である。このため、協会が所有しているレセプトデータ等を用いて、外部有識者を活用した調査研究等を実施する。 ・ 外部有識者の研究成果を踏まえ、国への政策提言や協会が実施する取組の改善に係る具体的方策（ガイドラインの策定等）について検討する。 ⅲ）調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信 ・ 本部・支部における医療費等の分析成果やそこから得られた知見に基づく事業等の取組、効果的な健康づくり事業等の成果を発表するため、調査研究フォーラムを開催し、調査研究報告書を発行するとともに、各種学会での発表を通して、内外に広く情報発信する。 ・ 協会けんぽの加入者約 4,000 万人分のビッグデータを活用した調査研究を推進するとともに、統計分析研修や本部と支部の連携強化等による人材育成を通して、協会における調査研究の質の底上げを図る。	・ 医療費適正化等に向けて、本部においては支部ごとの医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報を作成する。支部においては、基礎情報等を活用して医療費等の地域差を中心に分析を行う。 ・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、都道府県、市区町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施を検討する。 ・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差がどのような要因で生じているかについて、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 ⅱ）外部有識者を活用した調査研究等の実施 ・ 団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025 年や、現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる 2040 年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守るとともに、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保健医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化の施策を検討することが必要である。このため、協会が所有しているレセプトデータ等を用いて、外部有識者を活用した調査研究等を実施する。 ⅲ）調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信 ・ 本部・支部における医療費等の分析成果やそこから得られた知見に基づく事業等の取組、効果的な健康づくり事業等の成果を発表するため、調査研究フォーラムを開催し、調査研究報告書を発行するとともに、各種学会での発表を通して、内外に広く情報発信する。 ・ 統計分析研修等により協会の調査研究の底上げを図るとともに、協会けんぽの加入者約 4,000 万人分のビッグデータを活用した調査研究を推進するための人材育成や体制のあり方について検討する。

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
【重要度：高】 　調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 　医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。	【重要度：高】 　医療費の適正化に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保する観点から重要度が高い。
（３）組織・運営体制関係 Ⅰ）人事・組織に関する取組 ①　人事制度の適正な運用 ・　管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。 ・　また、保険者機能の更なる強化・発揮に向け、平成 28 年度から運用している現在の人事制度に関する様々な課題について、必要に応じその見直しを検討していく。	（３）組織・運営体制関係 Ⅰ）人事・組織に関する取組 ①　人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・　管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。
②　新たな人員配置のあり方の検討 ・　令和４年度に導入した新システムの安定稼働後の業務量を支部ごとに調査し、保険者機能の更なる強化・発揮等を踏まえた新たな人員配置のあり方を検討する。	・　支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえた人員配置のあり方や標準人員の見直しについて検討する。
③　人事評価制度の適正な運用 ・　評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。	②　人事評価制度の適正な運用 ・　評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
④　OJT を中心とした人材育成 ・　ＯＪＴを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・　広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、スタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得や PC スキルの向上を目的とした研修を実施する。 ・　採用２年目の職員を対象に、業務意欲の向上と実践力の強化を目的とした研修を新たに実施する。 ・　業務別研修として、保健師キャリア育成課程研修や経理担当者研修等に加えて、第３期データヘルス計画の策定等に関する研修を実施する。 ・　保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引き続き検討する。 ⑤　本部機能及び本部支部間の連携の強化 ・　加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた取組を着実に実施する。 ・　都道府県単位保険料率が高い水準で推移している北海道、徳島、佐賀の３支部を対象に、保険料率上昇の抑制が期待できる事業の実施に向けた PDCA サイクル（医療・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等）について、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通された外部有識者の助言を得ながら、今後の他支部への横展開も視野に入れ、本部と３支部が連携し検討・実施する。 【重要度：高】 　医療・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移している北海道、徳島、佐賀の３支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】	③　OJT を中心とした人材育成 ・　ＯＪＴを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 また、広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、新たにスタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得や PC スキルの向上を目的とした研修を実施するとともに、新入職員育成プログラムとして２年目研修の実施を検討する。 ・　戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引き続き検討を進める。 ④　本部機能及び本部支部間の連携の強化 ・　加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた取組を実施する。

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の助言を踏まえた医療・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたっては、高度な医学知識も要することから難易度が高い。また、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、北海道、徳島、佐賀の３支部においては、保険料率が高い水準にとどまっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。 ⑥　支部業績評価の実施 ・　支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。 Ⅱ）内部統制に関する取組 ①　内部統制の強化 ・　権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。 ②　リスク管理 ・　職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 ・　令和５年１月の新システム構築にあたり見直しを行った業務継続計画書（ＢＣＰ）など各種マニュアルについて、必要な見直しの検討を行う。 ・令和４年度に見直した事業継続計画書（ＢＣＰ）について、その実効性を確認するため訓練や研修（安否確認等）を行う。 ③　コンプライアンスの徹底 ・　法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。 ・　年２回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアン	⑤　支部業績評価の実施 ・　支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。 Ⅱ）内部統制に関する取組 ①　内部統制の強化 ・　権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。 ②　リスク管理 ・　職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 ・　令和５年１月の新システム構築にあたり、データセンターの構成、アプリケーション等に変更が生じることから、新システムに合わせて業務継続計画書（ＢＣＰ）など各種マニュアルについて、必要な見直しを行う。 ③　コンプライアンスの徹底 ・　法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
スの更なる推進を図る。 ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員にアンケートを実施する。 ・ e－ラーニング等を活用した、全職員への意識啓発の実施について検討する。 ・ 外部相談窓口（ハラスメント相談・内部通報）について、利用の活性化を図りつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善を図る。	・ ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、外部相談窓口を設置し、その周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。
Ⅲ）その他の取組 ① 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	Ⅲ）その他の取組 ① 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする
② 協会システムの安定運用 ・ 協会の基盤的業務（保険証の発行、保険給付の支払い等）が停止することがないよう、協会システムを安定稼働させる。 ・ 日々のシステム運用・保守業務について、令和４年度に導入した新システムの効果が最大限に得られるよう、品質を保ちながら、システムの安定的な運用を実現する。	② 協会システムの安定運用 ・ 協会の基盤的業務（保険証の発行、保険給付の支払い等）が停止することがないよう、協会システムを安定稼働させる。 ・ 日々のシステム運用・保守業務について、新旧システムの切り替え時においてもその品質を保ち、システムの安定的な運用を実現する。
③ 制度改正等にかかる適切なシステム対応	③ 制度改正等にかかる適切なシステム対応

新（令和５年度）	旧（令和４年度）
・ 法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、システム対応を適切に実施する。 ④ 中長期を見据えたシステム構想の実現 ・ 令和５年１月にサービスインを迎えた次期業務システム稼働後の更なる効率化や、国からの要請等を踏まえたシステムの対応を検討する。 ・ 機器更改等や新たな環境の変化に対応したシステムの構築に着手する。 （船員保険） ・ 移管後 10 年を経過した船員保険システムについて、加入者サービスの向上、業務の効率化、事務処理誤りの防止及びコストの軽減等を実現するため、新システムの構築を行う。 ⑤ 保険者機能強化アクションプラン（第６期）の策定 ・ 令和５年度を策定年度とする保険者機能強化アクションプラン（第６期）について、これまでの保険者機能強化アクションプラン（第５期）に基づく取組の検証結果及び国の各種計画や制度改正等の動向を踏まえ、策定する。	・ 法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、新旧システムの切り替え等にも配慮しながら、システム対応を適切に実施する。 ④ 中長期を見据えたシステム構想の実現 ・ 次期業務システムについては、令和５年１月のサービスインに向け、システムの構築・テスト・リリースを、適切な工程管理のもと、スケジュールを遵守し確実に実施する。 ・ 次期業務システム稼働後の更なる効率化や機器更改等を見据えた構想に着手する。

新（令和５年度）

KPI 一覧表

１．基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI	参考：令和３年度末
② サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 96%以上とする	① 99.9% ② 95.5%
⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト１件当たりの査定額を対前年度以上とする	① 0.332% ② 6,330 円
⑥ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	0.95%
⑦ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後１か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失	① 84.11% ② 55.48%

旧（令和４年度）

KPI 一覧表

１．基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI	参考：令和２年度末
② サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.5%以上とする	① 99.5% ② 94.8%
⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト１件当たりの査定額を対前年度以上とする	① 0.318% ② 5,377 円
⑥ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	1.12%
⑦ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後１か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失	① 92.41% ② 53.40%

新（令和５年度）		
	後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	
⑧　被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94%以上とする	91.3%
⑨　オンライン資格確認の円滑な実施	加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする。	98.9%

２．戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI	参考：令和３年度末
①ⅰ）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	①　生活習慣病予防健診実施率を 63.9%以上とする ②　事業者健診データ取得率を 9.6%以上とする ③　被扶養者の特定健診実施率を 35.0%以上とする	①　53.6% ②　8.5% ③　26.2%
①ⅱ）特定保健指導の実施率及び質の向上	①　被保険者の特定保健指導の実施率を 36.4%以上とする ②　被扶養者の特定保健指導の実施率を 15.8%以上とする	①18.2% ②12.8%
①ⅲ）重症化予防対策の推進	受診勧奨後３か月以内に医療機関を受診した者の割合を	10.5%

旧（令和４年度）		
	後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	
⑧　被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%以上とする	91.3%
⑨　オンライン資格確認の円滑な実施	加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする。	97.5%

２．戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI	参考：令和２年度末
①ⅰ）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	①　生活習慣病予防健診実施率を 61.2%以上とする ②　事業者健診データ取得率を 9.1%以上とする ③　被扶養者の特定健診実施率を 33.2%以上とする	①　51.0% ②　8.0% ③　21.3%
①ⅱ）特定保健指導の実施率及び質の向上	①　被保険者の特定保健指導の実施率を 30.1%以上とする ②　被扶養者の特定保健指導の実施率を 14.7%以上とする	①　15.5% ②　13.1%
①ⅲ）重症化予防対策の推進	受診勧奨後３か月以内に医療機関を受診した者の割合を	10.1%

新（令和５年度）			旧（令和４年度）		
	13.1%以上とする			12.4%以上とする	
①ⅳ）コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を70,000事業所以上とする。	68,992事業所	①ⅳ）コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を64,000事業所以上とする。	54,616事業所
② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50%以上とする	47.6%	② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を48%以上とする	45.3%
③ ジェネリック医薬品の使用促進	全支部でジェネリック医薬品使用割合(※)80%以上とする。ただし、前年度末時点でジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。 ※ 医科、DPC、歯科、調剤	80.4% （全国）	③ ジェネリック医薬品の使用促進	全支部でジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。 ※ 医科、DPC、歯科、調剤	79.2% （全国）
⑥ⅱ）医療提供体制に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	27支部	⑥ⅱ）医療提供体制に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	30支部

新（令和５年度）

３．組織･運営体制関係

具体的施策	KPI	参考：令和３年度末
Ⅲ）① 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	12.6%

旧（令和４年度）

３．組織･運営体制関係

具体的施策	KPI	参考：令和２年度末
Ⅲ）① 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	15.5%

３．　令和５年度 東京支部事業計画　（案）

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
1. 基本方針	◆ 加入者の健康度の向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施 ・加入者の健康度向上のため、実効性ある保健事業（健診・保健指導・重症化予防等）を推進・実施するとともに、事業主や加入者への働きかけ（健康経営・広報等）を強化する。 ・医療費の抑制・適正化を図るため、医療提供体制の在り方に係る意見発信、ジェネリック医薬品の使用促進及び上手な医療のかかり方の理解促進等の施策を実施するとともに、医療関係団体への働きかけと連携を進める。 ◆ 効率的かつ無駄のない価値あるサービスの提供 ・令和５年のシステム刷新・業務革新の成果を最大限取込む。 ・基盤的保険者機能を盤石なものとするため、業務の効率化を推進する。併せて、業務量、優先度に応じた柔軟な対応ができる業務処理体制を構築し、業務の生産性を向上させる。 ◆ 保険者機能発揮の基盤となる人材の育成と組織力の向上 ・システム刷新後の一人ひとりの職務高度化を実現し、求められる保険者機能を発揮する。このため、計画的継続的に人材育成による保険と保健のプロフェッショナル集団づくりを進め、組織力の更なる向上を図る。	◆ 加入者の健康度の向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施 ・加入者の健康度向上のため、保健事業を推進・実施するとともに、事業主・加入者への働きかけ（健診・保健指導・重症化予防・健康経営）を強化する。 ・医療費の抑制・適正化を図るため、医療提供体制の在り方に係る意見発信、ジェネリック医薬品の使用促進に資する施策などを実施するとともに、医療関係団体への働きかけを強化する。 ◆ 効率的かつ無駄のない価値あるサービスの提供 ・基盤的保険者機能を盤石なものとするため、業務の効率化を推進する。併せて、業務量、優先度に応じた柔軟な対応ができる業務処理体制を構築し、業務の生産性を向上させる。 ◆ 保険者機能発揮の基盤となる人材及び組織体制の強化 ・人材育成による組織基盤の底上げを行い、組織力の更なる強化を図る。 ・令和５年１月以降のシステム刷新・職務改革を見据えた準備を行い、実践する。
2. 基盤的保険者機能関係	① 健全な財政運営 ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、事業主や加入者にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。	① 健全な財政運営 ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、事業主や加入者にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	・医療費適正化等の努力を行うとともに、各協議会等の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。特に、令和５年度は、第４期医療費適正化計画等の東京都における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 250 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。	【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	② サービス水準の向上 ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ・加入者、事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう相談業務の標準化を促進することでお客様満足度の向上を図る。 ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見いだし、迅速に対応する。 ■KPI （1）サービススタンダートの達成状況を 100%とする。 （2）現金給付等の申請に係る郵送化率を 98.3%以上とする。【支部】	② サービス水準の向上 ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見いだし、迅速に対応する。 ■KPI （1）サービススタンダートの達成状況を 100%とする。 （2）現金給付等の申請に係る郵送化率を 98.6%以上とする。【支部】
	③ 限度額適用認定証の利用促進 ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び区市町村窓口に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。	③ 限度額適用認定証の利用促進 ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び区市町村窓口に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	④ 現金給付の適正化の推進 ・OJT・ジョブローテーションによる処理能力の向上・多能化に取組み、標準化した業務プロセスを遵守し、業務の正確性と迅速性を高める。 ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化プロジェクトチームにおいて内容を精査し、厳正に対応する。また、本部が提供する不正の疑いのある支給済みデータを活用するなど、重点的な審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 ・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。 ・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 ■ KPI 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。	④ 現金給付の適正化の推進 ・標準化した業務プロセスを適正に履行し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・OJT による処理能力の向上とジョブローテーションによる多能化を実現し、組織力を向上する。 ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチームを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に実施する。また、本部から提供される不正の疑いのある支給済みデータに基づき申請者への照会業務を実施し、現金給付の適正化に取組む。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進 レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト１件当たり査定額の向上に取組む。具体的には、研修や勉強会により知識を深めつつ、毎月のスケジュールで入院・高額レセプトの一斉点検期間を一定期間設けることで高額査定を確保する。また、社会保険診療報酬支払基金における審査事務集約による影響を確認し、自動点検システムを活用した点検・テンプレートを充実することにより、一層、効果的な内容点検とする。 【困難度：高】 社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。 ※電子レセプトの普及率は 98.7%（2021 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。	⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進 レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取組む。具体的には、研修や勉強会により知識を深めつつ、毎月のスケジュールで入院・高額レセプトの一斉点検期間を一定期間確保することによる高額査定確保と、自動点検システムを活用した点検・テンプレートの充実による点検範囲の拡大に努める。 【困難度：高】 社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。 （※）電子レセプトの普及率は 98.8%（2020 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	■ KPI （1）社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする 。 （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 （2）協会けんぽの再審査レセプト１件当たりの査定額を対前年度以上とする。	■ KPI （1）社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする。 （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 （2）協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする。
	柔道整復施術療養費等における文書照会の強化 「2.④（現金給付の適正化の推進）」に移動	⑥ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化 ・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。 ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書や長期施術に係る理由書等の確認を確実に実施する。また、不正疑い事案については厚生局へ情報提供を行う。 ■ KPI 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、 かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について前年度以下とする。

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	⑥ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 ・返納金債権の早期回収に取組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 【困難度：高】 電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。	⑦ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 ・債権の早期回収に取組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 【困難度：高】 事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。 また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。 ※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。 ※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。） ■ KPI （1）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後１か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。 （2）返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。	（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。） （※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。 ■ KPI （1）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後１か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。 （2）返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。
	⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底 ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ■ KPI 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94.0%以上とする。	⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底 ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ■ KPI 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%以上とする。

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	⑧ オンライン資格確認の円滑な実施 ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 ・また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和４年６月７日閣議決定）においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。 【重要度：高】 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組みであり、重要度が高い。	⑨ オンライン資格確認の円滑な実施 ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 ・また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年９月３日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの保険証としての利用の推進に協力する。 【重要度：高】 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。
	⑨　業務改革の推進 ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 ・相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。併せて、本部相談マニュアル・FAQ 及び研修プログラムを活用するなど、相談業務の品質の向上を図る。 ・新業務システム（令和５年１月導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。	⑩　業務改革の推進 ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の履行を徹底し、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。	【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。
3. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 定期的な特定健診の受診から特定保健指導の利用、早期治療、生活習慣の改善等、健診からの一連の流れの中で適切な行動変容に繋がっていくよう取組みを推進していく。 ※第 3 期アクションプランの目標と同一 Ⅰ　医療等の質や効率性の向上 Ⅱ　加入者の健康度を高めること Ⅲ　医療費等の適正化	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第 3 期アクションプランの目標と同一 Ⅰ　医療等の質や効率性の向上 Ⅱ　加入者の健康度を高めること Ⅲ　医療費等の適正化

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	① 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6 か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組みを着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・本部提供データ、支部医療費データ等を分析し、外部有識者の専門的見地からの意見・助言等を活用しながら、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の PDCA サイクルを効果的・効率的に回し、取組みの実効性を高める。 ・第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、データ分析に基づく支部の特性に応じた第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。 【上位目標】 ・40 歳以上の加入者について、性年齢層別の「心不全」（虚血性心疾患）/「脳卒中」（脳梗塞・脳出血・一過性脳虚血発作）/「腎不全」（腎症 4 期以降）の新規発症者の割合が事業開始時点を下回ること。	① 第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組みを着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・本部提供データ等を分析し、外部有識者の専門的見地からの意見・助言等を活用しながら、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の PDCA サイクルを効果的・効率的に回し、取組みの実効性を高める。 【上位目標】 ・40 歳以上の加入者について、性年齢層別の「心不全」（虚血性心疾患）/「脳卒中」（脳梗塞・脳出血・一過性脳虚血発作）/「腎不全」（腎症 4 期以降）の新規発症者の割合が事業開始時点を下回ること。
	ｉ）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・被保険者の健診実施率の向上に向けて、生活習慣病予防健診の健診費用自己負担率軽減を前面に押し出した勧奨を事業所規模に応じ実施するほか、新規適用事業所への働きかけを重点的に行う。また、健診の開始年齢である 35 歳及び 40 歳の到達時に個人への働きかけを実施する。	ｉ）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・被保険者の健診実施率の向上に向けて、事業所規模に応じた勧奨を実施するほか、新規適用事業所への働きかけを重点的に行う。また、健診の開始年齢である 35 歳及び 40 歳の到達時に個人への働きかけを実施する。

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	・事業者健診データの取得促進に向けて、事業所と健診機関へ働きかけを行う。 ・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、集団健診実施を着実に行う。 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第 3 期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。 ＜健診数値目標＞ ● 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：2,288,945 人） ・生活習慣病予防健診　実施率　59.9%（実施見込者数：1,370,600 人） ・事業者健診データ　　取得率　3.9%（取得見込者数：89,500 人） ● 被扶養者（実施対象者数：523,191 人） ・特定健康診査　実施率　30.0%（実施見込者数：156,900 人）	・事業者健診データの取得促進に向けて、事業所と健診機関へ働きかけを行う。 ・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、集団健診実施地域の拡大を図る。 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。 【健診数値目標】 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：2,233,729 人） ・生活習慣病予防健診　実施率　56.0%（実施見込者数：1,251,500 人） ・事業者健診データ　取得率　3.8%（取得見込者数：85,000 人） 被扶養者（実施対象者数：514,366 人） ・特定健康診査　実施率　26.0%（実施見込者数：133,500 人）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	■ KPI （1）生活習慣病予防健診実施率を 59.9%以上とする。 （2）事業者健診データ取得率を 3.9%以上とする。 （3）被扶養者の特定健診実施率を 30.0%以上とする。	■ KPI （1）生活習慣病予防健診実施率を 56.0%以上とする。 （2）事業者健診データ取得率を 3.8%以上とする。 （3）被扶養者の特定健診実施率を 26.0%以上とする。
	ⅱ）特定保健指導の実施率及び質の向上 ・被保険者の特定保健指導実施率の向上に向けて、特定保健指導実施機関の拡大など健診機関との連携強化を図り、健康意識が高まる健診受診当日の初回面談実施を積極的に推進する。また、外部委託機関を有効に活用するとともに、健康企業宣言事業所に対してのアプローチも積極的に推進していく。ICT を活用した遠隔による面談についても、指導対象者や事業所のニーズを踏まえながら外部委託機関や支部での実施を推進していく。 ・被扶養者の特定保健指導実施率の向上に向けて、健康意識が高まる健診当日の実施や健診結果提供時に効果的な案内ができるよう被扶養者の集団健診の機会を利用し取組みを推進する。 【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取組むことは、加入者の QOL の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。	ⅱ）特定保健指導の実施率及び質の向上 ・被保険者の特定保健指導実施率の向上に向けて、指導対象者の利便性を考え、健診機関による健診受診当日の初回面談実施（一括・分割）を積極的に推進する。また、外部委託機関を有効に活用するとともに、健康企業宣言事業所に対してのアプローチを強化する。 ICT を活用した遠隔による面談についても、指導対象者や事業所のニーズを踏まえながら推進する。 ・被扶養者の特定保健指導実施率の向上に向けて、指導対象者のニーズを踏まえて、ICT を活用した遠隔による面談実施を推進する。 【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取組むことは、加入者の QOL の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第３期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。 ＜特定保健指導数値目標＞ ● 被保険者（特定保健指導対象者数：297,860 人） ・特定保健指導　実施率　35.6%（実施見込者数：106,143 人） ● 被扶養者（特定保健指導対象者数：14,749 人） ・特定保健指導　実施率　7.6%（実施見込者数：1,122 人） ■ KPI （1）被保険者の特定保健指導の実施率を 35.6%以上とする。 （2）被扶養者の特定保健指導の実施率を 7.6%以上とする。	【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。また、新型コロナウイルスの影響を受けて、保健指導への事業所の協力が得られずに、実施件数に大きな影響を与えているも実施率が減少していて、困難度が高い。 【特定保健指導数値目標】 被保険者（特定保健指導対象者数：273,983 人） ・特定保健指導　実施率　26.6%（実施見込者数：72,743 人） 被扶養者（特定保健指導対象者数：12,549 人） ・特定保健指導　実施率　7.6%（実施見込者数：950 人） ■ KPI （1）被保険者の特定保健指導の実施率を 26.6%以上とする。 （2）被扶養者の特定保健指導の実施率を 7.6%以上とする。
	iii）重症化予防対策の推進 ・健診機関による健診当日の受診勧奨の拡充を図り、未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常・CKD）の受診を促進する。 ・未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常）の勧奨方法等を見直し継続的に勧奨することで受診を促進する。	iii）重症化予防対策の推進 ・健診機関による健診当日の受診勧奨を実施し、未治療者（高血圧・高血糖・CKD）の受診を促進する。 ・未治療者（高血圧・高血糖）の勧奨方法等を見直し継続的に勧奨することで受診を促進する。

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	・未治療者（CKD）の受診への理解が深まるような勧奨を行い行動変容につなげる。 ・がん（大腸がん）検診の要精密検査者への勧奨等を実施し早期発見・早期治療の重要性を周知していく。 ・糖尿病等重症化予防事業を着実に実施し糖尿病の重症化予防に取組む。 ・健康企業宣言事業所に対して重症化予防の必要性について周知を推進していく。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者の QOL の向上を図る観点から、重要度が高い。 ＜数値目標＞ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数　21,929 人（一般健診受診者の 1.6%） ■ KPI 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 13.1%以上とする。	・未治療者（CKD）の通知内容を改定・工夫し受診への理解が深まることで行動変容につなげる。 ・糖尿病等重症化予防事業を着実に実施し糖尿病の重症化予防に取組む。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者の QOL の向上を図る観点から、重要度が高い。 ■ KPI 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4%以上とする。

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	ⅳ）コラボヘルスの推進 ・経済団体、業界団体等の各関係団体と連携し、協同で健康経営を進めることで、各団体との関係強化や健康企業宣言事業の普及・発展に努め、健康企業宣言事業所の拡大を図る。 ・「事業所カルテ」の配布や、事業所訪問等を通じて事業所と健康課題の共有化を図る。 ・事業所の健康づくりフォローアップの施策として、情報提供リーフレットの配布や健康づくりセミナーの開催や配信等を行う。 【重要度：高】 超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。 ■ KPI 健康宣言事業所数を 2,350 事業所（※）以上とする。 （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	ⅳ）コラボヘルスの推進 ・経済団体、業界団体等の各関係団体と連携し、協同で健康経営を進めることで、各団体との関係強化や健康企業宣言事業の普及・発展に努め、健康企業宣言事業所の拡大を図る。 ・「健康企業レポート」の配布や、事業所訪問等を通じて事業所と健康課題の共有化を図る。 ・事業所の健康づくりフォローアップの施策として、健康づくりセミナーの開催や、新たな取組みとして、健康経営支援動画（禁煙等）の作成及び配信を行う。 【重要度：高】 超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。 ■ KPI 健康宣言事業所数を 2,000 事業所以上とする。

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	② 広報活動を通じた事業主及び加入者等の理解促進 ・協会の広報基本方針及び広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。あわせて、支部で作成する広報物全般について、広報効果測定（調査・分析・評価）を実施し、広報戦略の立案を行う。 ・全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を活用しつつ、事業主及び加入者に対し幅広く情報を発信する。あわせて、広報誌「支部ツウシントーキョー、協会けんぽTimes」やメールマガジン、支部ホームページ等により、時節柄に応じた広報を実施する。 ・加入者の健診受診率向上や健康づくりに寄与するため、紙媒体のほかラジオ等を用いて積極的に啓発を行う。また、令和５年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」について、様々な広報機会を活用し、広報を行う。 ・各種の広報媒体を通じ、インセンティブ制度の仕組や意義を理解していただけるよう、周知広報を行い、評価指標の現状と課題や協会の取組みについて、理解度の向上を図る。 ・健康保険事業の推進及び広報のため、健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組みを強化する。また、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員のニーズを把握・分析し、実効性のあるサービス（広報物発刊や研修会開催等）を実施する。 ■ KPI 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 39.0%以上とする。	② 広報活動を通じた事業主及び加入者等の理解促進 ・協会の保険財政について、事業主や加入者に理解いただくため、協会決算や取組みに関する広報を実施（支部ツウシントーキョー等を発行）する。 ・各種の広報媒体を通じ、インセンティブ制度の仕組や意義を理解していただけるよう、周知広報を行い、評価指標の現状と課題や協会の取組みについて、理解度の向上を図る。 ・「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」「④健康づくり」を主なテーマとして、全支部共通の広報資材を活用しつつ、事業主及び加入者に対し幅広く情報を発信する。あわせて、広報誌「協会けんぽ Times」やメールマガジン、支部ホームページ及び健康サポートサイト等により、時節柄に応じた広報を実施する。 ・加入者の健診受診率向上や健康づくりに寄与するため、紙媒体のほかラジオや動画を用いて積極的に啓発を行う。 ・健康保険事業の推進及び広報のため、健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組みを強化する。また、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員のニーズを把握・分析し、実効性のあるサービス（広報物発刊や研修会開催等）を実施する。 ■ KPI 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 36.5%以上とする。

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	③ ジェネリック医薬品の使用促進 ・ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組みが着実に前進していることやジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、「All Tokyo」でのジェネリック医薬品使用促進の取組みを推進していくため、「東京都保険者協議会」及び「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」などにおいて、関係機関等への働きかけ・意見発信を行う。 ・「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取組む。 ・協会が作成した「薬局・医療機関向け見える化ツール」及び「ジェネリック医薬品実績リスト」等を活用して、保険薬局・保険医療機関に対して働きかけを行う。 ・新たな広報手段（デジタルサイネージ等）を用いて、ジェネリック医薬品の使用率が低い地域や医療機関周辺に対して重点的な広告活動を行い、保険薬局・保険医療機関等の医療供給側と加入者双方にジェネリック医薬品のメリット等を周知し使用率向上を図る。	③ ジェネリック医薬品の使用促進 ・ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組みが着実に前進していることを確認しつつ、「All Tokyo」でのジェネリック医薬品使用促進の取組みを推進していくため、「東京都保険者協議会」及び「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」などにおいて、関係機関等への働きかけ・意見発信を行う。 ・「ジェネリックカルテ」などを活用し、東京都内のジェネリック医薬品使用促進の阻害要因を明確にし、阻害要因の改善に資する効率・効果的な施策を検討・実施する。 ・東京支部加入者のレセプトデータをもとに「ジェネリック（後発）医薬品実績リスト」を作成し、保険薬局・医療機関がジェネリック医薬品を選定するうえでの参考となるよう、ホームページに掲載するなど情報提供を行う。 ・医療供給側への対応として、保険薬局・保険医療機関に対し、「薬局・医療機関向け見える化ツール」を活用した働きかけを行う。 ・ジオターゲティング広告やリスティング広告等の新たな広報手段を用いて、ジェネリック医薬品の使用率が低い地域や医療機関周辺に対して重点的な広告活動を行い、保険薬局・保険医療機関等の医療供給側と加入者双方にジェネリック医薬品のメリット等を周知し使用率向上を図る。

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。 【困難度：高】 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。 ■ KPI ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度末以上とする。 （※）医科、DPC、歯科、調剤	【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。 ■ KPI ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で 80.0%以上とする。 （※）医科、DPC、歯科、調剤
	④ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 ・地域医療構想調整会議等の場において、協会における医療データの分析結果や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・東京都保険者協議会等の場において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信を行う。 ・地域医療を守る観点から、医療データ等の分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり	④ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 ・地域医療構想調整会議等の場において、協会における医療データの分析結果や国･都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・東京都保険者協議会等の場において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信を行う。 ・地域医療を守る観点から、医療データ等の分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかか

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	方」について、関係団体とも連携しつつ、事業主や加入者に対して効果的な働きかけを行う。 【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。 ■ KPI 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。	り方」について、関係団体とも連携しつつ、事業主や加入者に対して効果的な働きかけを行う。 【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。 ■ KPI 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。
	⑤ 関係団体との事業連携の推進 ・東京支部と健康づくり等の協定を締結している東京都や区市町村、医療・経済団体等について、現状を踏まえたうえで、事業内容を精査・構築し、より実効性のある事業を推進する。 ・保険者協議会を通じて、行政や他保険者と協力・連携しながらデータ分析や健康づくり事業を進めていく。	⑤ 関係団体との事業連携の推進 ・東京支部と健康づくり等の協定を締結している東京都や区市町村、医療・経済団体等について、現状を踏まえたうえで、事業内容を精査・構築し、より実効性のある事業を推進する。

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	⑥ 調査研究の推進 ・医療費データ・健診データ等を活用して医療費や健診結果について、自支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を行う。 ・各種データから、年齢や業態別等の疾病構造を把握し、健康課題の解決に向けた効果的な保健事業の検討をしていく。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。	⑥ 調査研究の推進 ・医療費データ・健診データ等から、年齢や業態別の疾病構造を把握し、健康課題の解決に向けた効果的な保健事業の検討をしていく。
4. 組織運営体制関係	① 人事制度の適正な運用 ・役職毎の役割定義を意識した人材育成計画を策定し実行する。 ・研修等を通じて、管理職層のマネジメント能力の向上を図る。特に管理職層への入り口であるグループ長補佐について、重点的に取組む。 ・令和４年度に導入した新システムの安定稼働後の業務量を精査し、保険者機能の更なる強化・発揮等を踏まえ、仕事の高度化を意識した人員配置を進めていく。	① 人事制度の適正な運用 ・役職毎の役割定義を意識した人材育成計画を策定し実行する。 ・研修等を通じて、管理職層のマネジメント能力の向上を図る。特に管理職層への入り口であるグループ長補佐について、重点的に取組む。 ・次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえた、人員配置のあり方について検討する。

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	② OJT を中心とした人材育成 ・東京支部が目指す理想の職員像「保険と保健のプロフェッショナル」になるため、職場における人材育成（OJT）、集合研修・自己啓発（OFF-JT）によって、自ら意識・行動を変え、役職ごとに必要とされる知識・スキル等の習得を図っていく。 ・業務に関する幅広い知識を養い視野を広げるため、計画的なジョブローテーションを実施する。	② OJT を中心とした人材育成 ・東京支部が目指す理想の職員像「保険と保健のプロフェッショナルたる職員」になるため、職場における人材育成（OJT）、集合研修・自己啓発（OFF-JT）によって、自ら意識・行動を変え、役職ごとに必要とされる知識・スキル等の習得を図っていく。 ・業務に関する幅広い知識を養い視野を広げるため、計画的なジョブローテーションを実施する。
	③ 本部支部間の連携の強化 ・支部の重点課題を本部と明確に共有し、課題解決に向けた本部との更なる連携強化に取組む。	③ 本部支部間の連携の強化 ・支部の重点課題を整理したうえで、本部と明確に共有し、課題解決に向けた本部との更なる連携強化に取組む。
	④ リスク管理 ・職員のリスク意識や危機管理能力を高めるため、特に個人情報の取扱いや情報セキュリティについて、研修の実施や情報セキュリティアクションプラン（課題解決に向けた取組み）の確実な実施等により、支部のリスク管理体制を強化する。 ・大規模自然災害発生時や新型コロナウイルス感染症罹患時の対応など、有事の際にも万全に対応できるよう、各種リスクを想定した訓練等を実施する。	④ リスク管理 ・大規模自然災害発生時や新型コロナウイルス感染症罹患時の対応など、有事の際に万全に対応できるよう、各種リスクを想定した訓練等を実施する。 ・個人情報保護・情報セキュリティ対策については、研修の実施や個人情報保護委員会の開催等により、職員のリスクに対する意識の醸成を図るとともに、支部のリスク管理体制を強化する。

令和５年度 東京支部事業計画（案）

分　野	令和５年度（案）	【参考】令和４年度
	⑤ コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。 ・年２回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みを検討し、コンプライアンスの更なる推進を図る。 ・ハラスメントに関する相談窓口等について、職員が安心して相談できるよう周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取組む。	⑤ コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・ハラスメントに関する相談窓口等について、職員が安心して相談できるよう周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取組む。
	⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ■ KPI 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。	⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ■ KPI 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。

令和５年度 ＫＰＩ （案） 〈基盤的保険者機能関係〉

	事業計画	KPI設定項目	KPI 令和5年度	KPI 【参考】令和4年度	令和4年度実績	
1. 基盤的保険者機能関係	サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況	100 %	100 %	100 %	9月末時点
		②現金給付等の申請に係る郵送化率	98.3 % 以上	98.6 % 以上	98.2 %	10月末時点
	現金給付の適正化の推進	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下	年度末に確定	0.87 % 以下	0.85 %	11月末時点
	効果的なレセプト内容点検の推進	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上	年度末に確定	0.299 % 以上	0.282 %	11月末時点
		②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上	年度末に確定	6,580 円 以上	8,035 円	11月末時点
	返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上	年度末に確定	71.41 % 以上	78.63 %	10月末時点
		②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）回収率を対前年度以上	年度末に確定	39.69 % 以上	26.54 %	11月末時点
	被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	94.0 % 以上	93.4 % 以上	年度末に確定	

令和５年度 ＫＰＩ （案） 〈戦略的保険者機能関係〉

	事業計画	KPI設定項目	KPI 令和5年度	KPI 【参考】令和4年度	令和4年度実績	
2. 戦略的保険者機能関係	特定健診受診率、特定保健指導の実施率の向上	①生活習慣病予防健診受診率	59.9 % 以上	56.0 % 以上	19.5 %	10月末時点
		②事業者健診データ取得率	3.9 % 以上	3.8 % 以上	1.7 %	10月末時点
		③被扶養者の特定健診受診率	30.0 % 以上	26.0 % 以上	10.3 %	9月末時点
	特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率	35.6 % 以上	26.6 % 以上	10.1 %	10月末時点
		②被扶養者の特定保健指導の実施率	7.6 % 以上	7.6 % 以上	30.9 %	10月末時点
	重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	13.1 % 以上	12.4 % 以上	8.26 %	12月末時点
	コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数	2,350 事業所 以上	2,000 事業所 以上	1,976 事業所	12月末時点
	広報活動を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	39.0 % 以上	36.5 % 以上	35.1 %	11月末時点（速報値）
	ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽ東京支部の年度末時点のジェネリック医薬品使用割合	対前年度末 以上	80.0 %（年度末） 以上	80.1 %	7月診療分
	地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施。	実施	実施	年度末に確定	

令和５年度 ＫＰＩ （案）　〈組織体制関係〉

	事業計画	KPI設定項目	KPI		令和4年度実績
			令和5年度	【参考】令和4年度	
3. 組織体制関係	**費用対効果を踏まえたコスト削減等**	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20.0 % 以下	20.0 % 以下	7.1 % 11月末時点